



鳥取県公報

平成15年3月18日(火)

号外第14号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例 (7)(管理課).....	5
	鳥取県公共事業評価委員会条例(8)(〃).....	5
	都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例(9)(都市計画課).....	6
	鳥取県砂防指定地等管理条例(10)(河川砂防課).....	7
	鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例(11)(教育委員会事務局高等学校課).....	11

——— 公布された条例のあらまし ———

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例

- 1 公有地の拡大の推進に関する法律による土地の譲渡の届出義務の対象から除外される土地の規模は、都市計画区域に限り、100平方メートル未満(政令 200平方メートル未満)とすることとした。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県公共事業評価委員会条例

- 1 設置(第1条関係)
県が現に実施している公共事業について、その費用及び効果の客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もって公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置することとした。
- 2 所掌事務(第2条関係)
委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議することとした。
ア 実施中の公共事業の評価に関すること。
イ 公共工事の費用の縮減に関すること。
ウ 公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮に関すること。
エ その他公共事業に関し、客観的な評価又は検討が必要であると認められる事項
- 3 組織(第3条関係)
委員会は、委員10人以内で組織することとした。
- 4 委員(第4条関係)
(1) 委員は、公共事業に関し、知識又は経験を有すると認められる者のうちから、知事が任命することとした。
(2) 委員の任期は、2年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。
(3) 委員は、再任されることができるとこととした。
- 5 会長(第5条関係)

- (1) 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。
- (2) 会長は、会務を総理し、委員会を代表することとした。
- (3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理することとした。

6 会議（第6条関係）

- (1) 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとした。
- (2) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。
- (3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。

7 意見の聴取等（第7条関係）

委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができることとした。

8 委員の除斥（第8条関係）

委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、議事に加わることができないこととした。

9 秘密保持義務（第9条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も、同様とすることとした。

10 雑則（第10条関係）

この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定めることとした。

11 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例

- 1 都市計画法施行令の規定による市街化調整区域内において開発許可を受けることができる開発区域の面積の下限（政令 20ヘクタール）を5ヘクタールに引き下げることとした。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県砂防指定地等管理条例

1 趣旨（第1条関係）

この条例は、砂防法（以下「法」という。）及び砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定地及び砂防設備等の管理に関し必要な事項を定めることとした。

2 定義（第2条関係）

- (1) この条例において「砂防指定地」とは、法の規定により国土交通大臣が指定した土地をいうこととした。
- (2) この条例において「砂防設備等」とは、次に掲げる設備等のうち知事が管理するものをいうこととした。

ア 法に規定する砂防設備

イ 法に規定する天然の河岸

3 行為の禁止（第3条関係）

何人も、みだりに砂防設備等を損傷してはならないこととした。

4 行為の制限（第4条関係）

- (1) 砂防指定地内において次に掲げる行為（以下「制限行為」という。）をしようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。

- ア 工作物の新築、改築、移転又は除却
 - イ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
 - ウ 竹木の伐採
 - エ 土石（砂を含む。以下同じ。）竹木又は樹根の堆積又は投棄
 - オ 土石、竹木又は樹根の採取
 - カ 竹木の滑下又は地引による搬出
 - キ アからキまでに掲げるもののほか、治水上砂防に支障がある行為
- (2) 知事は、(1)による許可に、治水上砂防のため必要な条件を付することができることとした。
- (3) 次に掲げる行為については、(1)は、適用しないこととした。
- ア 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ウ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- 5 砂防設備等の占用（第5条関係）
- (1) 砂防設備等を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。
- (2) 4(2)は、(1)の許可について準用することとした。
- 6 許可期間等（第6条関係）
- (1) 4(1)又は5(1)による許可（以下「制限行為等の許可」という。）の有効期間（以下「許可期間」という。）は、4(1)による許可（4(1)アに掲げる行為に係るものに限る。）又は5(1)による許可にあっては5年以内、4(1)による許可（4(1)アに掲げる行為に係るものを除く。）にあっては1年以内とすることとした。
- (2) (1)の許可期間は、当該許可を受けた者の申請により更新することができることとした。
- 7 変更の許可（第7条関係）
- (1) 制限行為等の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととした。
- (2) 4(2)は、(1)の許可について準用することとした。
- 8 経過措置（第8条関係）
- 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において制限行為を行っている者は、従前と同様の条件により、当該制限行為について4(1)の許可を受けたものとみなすこととした。
- 9 国等の特例（第9条関係）
- 国又は地方公共団体が行う制限行為又は砂防設備等の占用については、知事との協議が成立することをもって、4(1)、5(1)又は7(1)による許可を受けたものとみなすこととした。
- 10 採取料等の徴収等（第10条関係）
- (1) 4(1)による許可（砂防設備等の用に供する土地における4(1)オに掲げる行為（以下「土石等の採取」という。）に係るものに限る。）又は5(1)の許可を受けた者から徴収する採取料又は占用料（以下「採取料等」という。）の額を定めることとした。
- (2) 知事は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、採取料等を減免することができることとした。
- ア 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するため砂防設備等を占用するとき。
 - イ 農業、林業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる工作物を設置するため砂防設備等を占用するとき。
 - ウ 日常生活上必要不可欠と認められる通路（橋を含む。）を設置するため砂防設備等を占用するとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたとき。
- 11 既納の採取料等（第11条関係）
- 既に納付した採取料等は、還付しないこととした。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、

この限りでないこととした。

ア 法の規定により制限行為等の許可を取り消したとき。

イ 天災その他特別の事由により土石等の採取又は砂防設備等の占用をすることができなくなったと認められるとき。

12 標識の設置（第12条関係）

4(1)の許可を受けた者は、許可期間中、当該許可に係る場所に、標識を設置しなければならないこととした。

13 許可に基づく地位の承継（第13条関係）

(1) 相続人、合併により設立される法人、分割により制限行為又は砂防設備等の占用に係る事業を承継する法人その他の制限行為等の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継することとした。

(2) 4(1)の許可（4(1)アからエまでに掲げる行為に係るものに限る。）を受けた者から当該許可に係る工作物、土地、竹木、土石若しくは樹根又は当該許可に係る制限行為（4(1)イに掲げる行為を除く。）をすべき土地（以下「許可に係る工作物等」という。）を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することとした。当該許可を受けた者から賃貸借等により許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とすることとした。

14 権利の譲渡（第14条関係）

(1) 4(1)の許可（4(1)オに掲げる行為に係るものに限る。）又は5(1)の許可に基づく権利は、知事の承認を受けなければ、譲渡することができないこととした。

(2) (1)に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく地位を承継することとした。

15 監督処分に伴う損失の補償等（第15条関係）

(1) 知事は、法に規定する砂防工事のためやむを得ない必要があること、又は公益上やむを得ない必要があることを理由として法の規定による処分又は命令をした場合において、当該処分又は命令により損失を受けた者がいるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償することとした。

(2) 知事は、(1)により補償すべき損失が、公益上やむを得ない必要があることを理由として法の規定による処分又は命令をしたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができることとした。

16 報告の徴収（第16条関係）

知事は、治水上砂防のため必要があるときは、制限行為等の許可を受けた者に砂防指定地又は砂防設備等の管理上必要な報告を求めることができることとした。

17 規則への委任（第17条関係）

この条例に定めるもののほか、砂防指定地及び砂防設備等の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

18 罰則（第18条、第19条関係）

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金に処することとした。

ア 3に違反した者

イ 4(1)に違反して制限行為をした者

ウ 5(1)に違反して砂防設備等の占用をした者

エ 詐欺その他不正な手段により、4(1)、5(1)若しくは7(1)による許可、6(2)による許可期間の更新又は14(1)による承認を受けた者

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関

し、(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(1)の罰金刑を科することとした。

19 施行期日等

- (1) この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定めることとした。
- (3) 鳥取県国有地使用料徴収条例について所要の改正を行うこととした。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 次に掲げる条例について鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 職員の給与に関する条例
- (2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (3) 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例

2 この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。

条 例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第7号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和47年政令第284号)第3条第3項ただし書の条例で定める規模は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域に限り、100平方メートルとする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県公共事業評価委員会条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第8号

鳥取県公共事業評価委員会条例

(設置)

第1条 県が現に実施している公共事業について、その費用及び効果の客観的な評価を行うとともに、公共工事

の実施方法等に関する提言を行い、もって公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）実施中の公共事業の評価に関する事。
- （2）公共工事の費用の縮減に関する事。
- （3）公共工事における環境配慮物品（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる物品をいう。）の使用その他の環境への配慮に関する事。
- （4）その他公共事業に関し、客観的な評価又は検討が必要であると認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、公共事業に関し、知識又は経験を有すると認められる者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員の除斥）

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、議事に加わることができない。

（秘密保持義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（雑則）

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第9号

都市計画法施行令第31条ただし書の面積を定める条例

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第31条ただし書の条例で定める面積は、5ヘクタールとする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県砂防指定地等管理条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第10号

鳥取県砂防指定地等管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、砂防法(明治30年法律第29号。以下「法」という。)第4条第1項及び砂防法施行規程(明治30年勅令第382号)第3条の規定に基づき、砂防指定地及び砂防設備等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「砂防指定地」とは、法第2条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備等」とは、次に掲げる設備等のうち知事が管理するものをいう。

- (1) 法第1条に規定する砂防設備
- (2) 法第3条ノ2に規定する天然の河岸

(行為の禁止)

第3条 何人も、みだりに砂防設備等を損傷してはならない。

(行為の制限)

第4条 砂防指定地内において次に掲げる行為(以下「制限行為」という。)をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 工作物の新築、改築、移転又は除却
- (2) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- (3) 竹木の伐採
- (4) 土石(砂を含む。以下同じ。)竹木又は樹根の堆積又は投棄
- (5) 土石、竹木又は樹根の採取
- (6) 竹木の滑下又は地引による搬出
- (7) 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防に支障があるものとして規則で定める行為

2 知事は、前項の規定による許可に、治水上砂防のため必要な条件を付することができる。

3 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(砂防設備等の占用)

第5条 砂防設備等を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可期間等)

第6条 第4条第1項又は前条第1項の規定による許可(以下「制限行為等の許可」という。)の有効期間(以

下「許可期間」という。)は、第4条第1項の規定による許可(同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。)又は前条第1項の規定による許可にあっては5年以内、第4条第1項の規定による許可(同項第1号に掲げる行為に係るものを除く。)にあっては1年以内とする。

2 前項の許可期間は、当該許可を受けた者の申請により更新することができる。

(変更の許可)

第7条 制限行為等の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(経過措置)

第8条 砂防指定地の指定の際現に当該砂防指定地内において制限行為を行っている者は、従前と同様の条件により、当該制限行為について第4条第1項の許可を受けたものとみなす。

(国等の特例)

第9条 国又は地方公共団体が行う制限行為又は砂防設備等の占用については、知事との協議が成立することをもって、第4条第1項、第5条第1項又は第7条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

(採取料等の徴収等)

第10条 知事は、第4条第1項の規定による許可(砂防設備等の用に供する土地における同項第5号に掲げる行為(以下「土石等の採取」という。)に係るものに限る。)又は第5条第1項の許可を受けた者から、別表に定める額の採取料又は占用料(以下「採取料等」という。)を徴収する。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採取料等を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するため砂防設備等を占用するとき。
- (2) 農業、林業又は漁業の経営上必要不可欠と認められる工作物を設置するため砂防設備等を占用するとき。
- (3) 日常生活上必要不可欠と認められる通路(橋を含む。)を設置するため砂防設備等を占用するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めたとき。

(既納の採取料等)

第11条 既に納付した採取料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法第29条の規定により制限行為等の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他特別の事由により土石等の採取又は砂防設備等の占用をすることができなくなったと認められるとき。

(標識の設置)

第12条 第4条第1項の許可を受けた者は、許可期間中、当該許可に係る場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第13条 相続人、合併により設立される法人、分割により制限行為又は砂防設備等の占用に係る事業を承継する法人その他の制限行為等の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 第4条第1項の許可(同項第1号から第4号までに掲げる行為に係るものに限る。)を受けた者から当該許可に係る工作物、土地、竹木、土石若しくは樹根又は当該許可に係る制限行為(同項第2号に掲げる行為を除く。)をすべき土地(以下「許可に係る工作物等」という。)を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借等により許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

(権利の譲渡)

第14条 第4条第1項の許可(同項第5号に掲げる行為に係るものに限る。)又は第5条第1項の許可に基づく権利は、知事の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。
(監督処分に伴う損失の補償等)

第15条 知事は、法第1条に規定する砂防工事のためやむを得ない必要があること、又は公益上やむを得ない必要があることを理由として法第29条の規定による処分又は命令をした場合において、当該処分又は命令により損失を受けた者がいるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償するものとする。

2 知事は、前項の規定により補償すべき損失が、公益上やむを得ない必要があることを理由として法第29条の規定による処分又は命令をしたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告の徴収)

第16条 知事は、治水上砂防のため必要があるときは、制限行為等の許可を受けた者に砂防指定地又は砂防設備等の管理上必要な報告を求めることができる。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、砂防指定地及び砂防設備等の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 第4条第1項の規定に違反して制限行為をした者
- (3) 第5条第1項の規定に違反して砂防設備等の占用をした者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項、第5条第1項若しくは第7条第1項の規定による許可、第6条第2項の規定による許可期間の更新又は第14条第1項の規定による承認を受けた者

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

3 鳥取県国有地使用料徴収条例(平成12年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される国有地については、適用しない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される国有地については、適用しない。</p> <p>(1)~(5) 略</p>

別表(第10条関係)

1 採取料

区 分	採 取 料	
	単 位	金 額
土砂	1立方メートルにつき	105円
砂利(かき込み砂利を含む。)		147円
栗石		147円
転石	1個につき	105円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに105円を加算した金額
竹木又は樹根	時価を勘案して知事が定める額	

2 占用料

区 分	占 用 料				
	単 位	金 額			
		市 の 区 域	町 村 の 区 域		
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	
	第2種電柱		1,600円	1,200円	
	第3種電柱		2,200円	1,600円	
	その他の柱類		72円	53円	
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円
		その他の塔		1,400円	1,100円
	水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	360円
		外径が1メートル以上のもの		950円	710円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円		
通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円		
発電に係る工作物	当該工作物の建設に要する経費等を勘案して知事が定める額				
その他の工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	180円		
工作物の設置を伴わないもの	占用面積1平方メートルにつき1年	130円	80円		

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 2 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいう。
- 3 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 栗石 長径が8センチメートル以上30センチメートル未満の石
 - (2) 転石 長径が30センチメートル以上の石
- 4 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。
- 5 許可期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 1件の採取料等の額が100円未満である場合における当該採取料等の額は、100円とするものとする。
- 7 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる砂防設備等の占用以外の占用に係る1件の占用料の額は、この表(備考6を除く。)の規定により計算して得た額に100分の105を乗じて得た額(その額が100円未満である場合にあっては、100円)とするものとする。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成15年3月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第11号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(義務教育等教員特別手当) 第16条の8 略 2 略 3 高等学校等(学校教育法に規定する高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部をいう。)に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。 4及び5 略 別表第3 教育職給料表(第3条関係) ア 略 イ 教育職給料表(2) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">略</div>	(義務教育等教員特別手当) 第16条の8 略 2 略 3 高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、幼稚園又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部をいう。)に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。 4及び5 略 別表第3 教育職給料表(第3条関係) ア 略 イ 教育職給料表(2) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">略</div>

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) 略

備考(1) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) 略

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校をいう。</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園をいう。</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長(園長を含む。)、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第3条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県立高等学校における授業料、入学金及び入学選抜手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料(通信制</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県立高等学校及び県立幼稚園における授業料、入学金及び入園料並びに入学選抜手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 県立高等学校の生徒又は県立幼稚園の園児に対</p>

の課程にあつては、受講料。以下同じ。)を、県立高等学校への入学(他の県立高等学校からの転入学を除く。)を許可された者に対しては入学料を、県立高等学校への入学志願者(通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。)に対しては入学選 hands 手数料を徴収する。

(授業料等の額)

第3条 授業料、入学料及び入学選 hands 手数料の額は、次のとおりとする。

区 分	金 額		
	授業料(年額)	入学料	入学選 hands 手数料
県立高等学校	略		

(授業料の納付方法)

第4条 授業料(通信制の課程に係るものを除く。)は、前条に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ毎月22日(入学年度の4月分にあつては、5月22日)までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入学又は復学をした場合の当該月分の授業料は、翌月の22日までに納付しなければならない。

2及び3 略

(中途入学者等の授業料)

第5条 略

2 略

(授業料等の減免)

第7条 知事は、非常災害その他特別の事由により、学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対しては、規則で定めるところにより、授業料、入学料及び入学選 hands 手数料の全部又は一部を減免することができる。

(既納の授業料等)

第8条 既に納付した授業料、入学料及び入学選 hands 手数料は、還付しない。ただし、第4条第3項の規定により前納した授業料については、この限りでない。

しては授業料(通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)を、県立高等学校への入学(他の県立高等学校からの転入学を除く。)又は県立幼稚園への入園を許可された者に対しては入学料又は入園料を、県立高等学校への入学志願者(通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。)に対しては入学選 hands 手数料を徴収する。

(授業料等の額)

第3条 授業料、入学料及び入園料並びに入学選 hands 手数料の額は、次のとおりとする。

区 分	金 額		
	授業料(年額)	入学料又は入園料	入学選 hands 手数料
県立高等学校	略		
県立幼稚園	108,000円	5,550円	

(授業料の納付方法)

第4条 授業料(通信制の課程に係るものを除く。)は、前条に定める額の12分の1に相当する額を、それぞれ毎月22日(入学又は入園年度の4月分にあつては、5月22日)までに納付しなければならない。ただし、月の中途に入学若しくは入園又は復学若しくは復園をした場合の当該月分の授業料は、翌月の22日までに納付しなければならない。

2及び3 略

(中途入学者等の授業料)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定は、月の中途における県立幼稚園の入園、転園、休園、復園又は退園の場合について準用する。

(授業料等の減免)

第7条 知事は、非常災害その他特別の事由により、学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対しては、規則で定めるところにより、授業料、入学料及び入園料並びに入学選 hands 手数料の全部又は一部を減免することができる。

(既納の授業料等)

第8条 既に納付した授業料、入学料及び入園料並びに入学選 hands 手数料は、還付しない。ただし、第4条第3項の規定により前納した授業料については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

